

# 苫小牧市学校給食用食器賃貸借公募型プロポーザル仕様書

## 1 仕様書の概要及び取扱い

本仕様書は、苫小牧市（以下、「本市」という。）の小・中学校等で使用する学校給食用食器賃貸借（以下、「本事業」という。）公募型プロポーザルの実施に関して、更新に必要な事項を定める。

なお、本仕様書は、現時点における必要最低限の要件を示しており、特定された優先交渉権者とプロポーザル実施要領等及び提案書を基に協議を行い、当該賃貸借の仕様書を作成し、確定する。

## 2 目的

本事業は、学校給食用食器の更新にあたり、価格の競争のみならず、本市が保有する資産（公共施設、印刷物、Webページ等）を広告媒体として活用するなどし、児童生徒により良い給食時間を継続的に提供するため、効果的かつ持続可能な事業計画の企画提案を民間事業者から募集する。

本件は、官民協働で事業を実施することで、本市の事業経費の削減や持続可能な枠組みの構築、民間事業者の認知度の向上及び地域貢献を図るものとして実施する。

## 3 基本要件

以下のいずれかの製品もしくは同等品とし、同等品の場合は、提案時において担当課へカタログ・承認図等を持参の上で説明し、承諾を得ることとする。

なお、メーカーの混在については認めない。

### (1) 指定製品仕様及び数量

品名	規格	品番		数量
		《三信化工》	《台和》	
うどん丼（飯椀）	φ 164 mm×H64 mm 容量 770 ml	PNB-39E	DSB-1646	15,800
ボール（汁椀）	φ 145 mm×H61 mm 容量 520 ml	PNB-32E	DSB-1456	17,200
角仕切皿	210 mm×170 mm×28 mm	PNS-23E	DSP-210	15,800

- (2) 内側はPEN樹脂を使用し、外側は他原料樹脂による二重構造で成形されたものとする。
- (3) 内側は傷の発生を抑止するため、シボ加工を施すこと。
- (4) 消毒保管庫の熱風に耐えうるよう、耐熱温度は110℃程度を保持すること。
- (5) 絵柄及び色合い（白色度）は、優先交渉権者決定後に市との協議で決定する。
- (6) 提案書提出時においてサンプルとカタログを提出し、食品衛生法・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の最終改定に適合していることを示す資料を添付すること。

## 4 納入場所及び納入時期

納入場所は、第1学校給食共同調理場（苫小牧市柳町1丁目5番3号）及び第2学校給食共同調理場（苫小牧市美原町3丁目9番10号）とし、各調理場への納入数量は、優先交渉権者決定後に別途指示する。

また、納入時期は洗浄機等での使用テスト等を考慮し、第2学校給食共同調理場の新規施設の竣工後である令和3年10月中旬頃を予定するが、詳細は本市との協議により決定する。

## 5 契約期間

本市と当該賃貸借の契約締結を行った者（以下、「賃貸人」という。）との契約期間は、令和4年1月1日から令和10年12月31日までの7年間とする。

また、当該食器については、期間満了後に賃貸人に返却するものとする。

なお、契約日から賃貸借期間開始日までは準備期間とし、賃借料は発生しないものとする。

## 6 提出書類等

優先交渉権者を決定後、優先交渉権者は、本市と直ちに仕様書等に基づく詳細な打ち合わせを行い、次に掲げるものを本市の指定する期日までに提出すること。

- (1) 使用テスト用サンプル（納入同規格品、絵柄等不要）
- (2) 完成予定品サンプル
- (3) その他、本市が指示するもの

## 7 検査

調理場の洗浄機等での使用テスト及び完成品の検査を本市の立合いのもとで行うこととし、日程等については、本市と賃貸人の協議の上で決定する。

また、検査等にかかる費用は、賃貸人の負担とする。

## 8 留意事項

- (1) 市は、破損した食器は廃棄せずに保管し、一定数が保管された場合に賃貸人と協議を行う。
- (2) 貸借期間を考慮し、一定数の予備を含めた更新数量としているが、給食の提供に支障が生じる場合は、速やかに交換等を行うこととする。
- (3) 賃貸人の責任によらない場合の費用負担については、本市と賃貸人の協議の上、決定する。
- (4) 広告を掲載する場合は、「苫小牧市広告掲載要綱」及び「苫小牧市広告掲載基準」を遵守することとし、仕様書の協議期間内において所管部署による審査を受けること。
- (5) 広告募集（広告掲載料の納付等を含む）業務を要する場合、当該業務における仕様書は、提案書に基づいた協議を別途行った上、決定する。

## 9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、本市と賃貸人の協議の上、決定する。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市と賃貸人の協議の上、解決する。